

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

番號	品目	申請者の氏名	又製造者は屋号	製造所等の所在地
七百七十	五百七十	七百七十	五百七十	七百七十
介類 くん製魚	料農產物漬	柴田哲男	桔梗長兵衛商店	亘理郡山元町山寺字牛橋一九
特定非営利活動法人 代表社ネツトABC	内文字会 代表山			
佐藤耀代	白うり会			
特定非営利活動法人 福祉ネツトABC	白うり会			
福祉ネツトABC	石巻市小船越字山畠四四一一			
仙台市若林区遠見塚二丁目四				
五				

## 目次

## 告示

ページ  
二 認証年月日  
平成二十二年五月十日

## ○宮城県告示第五百八号

- 認証食品の認証
- 昭和四十六年宮城県告示第一百五十一号（農業振興地域の指定）の一部改正
- 道路の供用開始
- 都市計画区域の変更（一件）
- 都市計画区域の廃止（一件）
- 都市計画の供用開始
- 都市計画区域の変更（一件）
- 都市計画区域の廃止（一件）
- 都市計画の変更（一八件）
- 土地整理組合の定款変更の認可
- 土地改良事業計画の適当の決定
- 開発行為に関する工事の完了

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第一百五十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十二年五月十八日から施行する。  
その関係図面は、宮城県厅（農林水産部農業振興課）及び仙台地方振興事務所に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

- 警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施

（東部地方振興事務所）  
(建築宅地課)  
（同） 七 六 二  
（同） 七 六 二  
（同） 七 六 二

仙台市のうち次に掲げる地域第五十三号中「觀音堂（一番から九七番まで）」を「觀音堂（七番から一二番、一五番、二六番、一七番、二八番、二九番、三〇番）から九〇番二九八番、一〇一番、一〇二番から一〇六番、一一〇番、一一一番、一一四番から一二二番」に改める。

仙台市のうち次に掲げる地域第五十四号中「新宮前（一番から七四番まで）」を「新宮前（一番から二二番、一九番、一〇番、一二番、二二番、二三番、二三番）から六一番、六四番から七四番、七八番、八〇番から八七番、八九番」に改める。

## ○宮城県告示第五百九号

- 宮城県告示第五百七号
- 宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

（1） 平成22年5月18日 火曜日 宮城県公報

一 認証食品

(二) 松島觀光都市計画区域から石巻広域都市計画区域に変更する土地の区域

## 東松島市部分

2 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

## ○宮城県告示第五百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同法第一項の規定により、

平成二十二年五月十八日

雄勝都市計画区域を廃止した。

種道 路 類 の 名 称	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
一般国道 三百四十七 号	八小美郡加美町宮崎字寒風沢岳国有林二一八林班 同郡同町宮崎字寒風沢岳国有林二一八林班 班地先まで	平成二十二年 五月十八日	

## ○宮城県告示第五百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同法第一項の規定により、

仙塩広域都市計画区域及び松島觀光都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

## ○宮城県告示第五百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同法第一項の規定により、

牡鹿都市計画区域を廃止した。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

## ○宮城県告示第五百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画及び松島觀光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

## 一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 二 都市計画の変更に係る土地の区域

仙塩広域都市計画区域の全域及び松島觀光都市計画区域の松島町部分

## ○宮城県告示第五百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画及び松島觀光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

## 一 都市計画区域の名称

石巻広域都市計画区域

## 二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

(-) 石巻市 雲雀野町二丁目及び潮見町の各一部

宮城県知事 村井嘉浩

	一 都市計画の種類
	二 仙塩広域都市計画区域区分
1	一 都市計画の変更に係る土地の区域
	二 新たに市街化区域を指定する土地の区域
	1 新たに市街化区域を指定する土地の区域
	仙台市宮城野区 蒲生字町及び中野字高松の各一部 塙龜市 貞山通一丁目の一部
2	一 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域
	2 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域
	仙台市青葉区 上愛子字新宮前、下愛子字觀音堂、荒巻字青葉及び吉成台一丁目の各一部並びに下愛子字毘沙門の全部
	仙台市宮城野区 岩切字大前の一部
	仙台市若林区 霞の目一丁目及び荒井字梅ノ木の各一部
3	一 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
	3 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
	仙台市太白区 山田北前町の一部
	富谷町 明石字下犬ヶ沢、同字宮前及び同字上向田の各一部
	大衡村 中央平の一部
	仙台市泉区 上谷刈字沼、同字仮屋敷、上谷刈三丁目及び七北田字古内の各一部
	仙台市青葉区 芹沢字横向山、同字塙野沢西、同字湯船沢東、同字不動堂、同字平沢、みやぎ台二丁目、みやぎ台三丁目、荒巻字青葉、同字三居沢、茂庭字松山、同字綱木裏山、同字寺下及び折立六丁目の各一部
	仙台市泉区 七北田字駕籠沢及び泉中央一丁目の各一部
	大衡村 奥田字金沢、同字熊野沢及び同字原の各一部
4	一 松島観光都市計画区域区分から仙塩広域都市計画区域区分に名称を変更する土地の区域
	4 松島観光都市計画用途地域から仙塩広域都市計画用途地域に名称を変更する土地の区域
	松島観光都市計画用途地域の松島町部分
	○宮城県告示第五百十七号
	一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画を次のとおり変更した。
	なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。
	平成二十一年五月十八日

	一 都市計画の種類
	二 仙塩広域都市計画臨港地区
1	一 都市計画の変更に係る土地の区域
	2 新たに臨港地区を指定する土地の区域
	1 塙龜市海岸通一丁目、海岸通、港町一丁目、台及び北浜四丁目の各一部
2	一 都市計画の変更に係る土地の区域
	2 臨港地区を廃止する土地の区域
	1 塙龜市海岸通、台、北浜一丁目及び北浜四丁目の各一部
	○宮城県告示第五百十八号
	一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画を次のとおり変更した。
	なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。
	平成二十一年五月十八日

宮城県知事 村井嘉浩





宮城県知事 村井嘉浩

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年五月十八日

雄勝都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 二 都市計画の変更の種別

廃止

### ○宮城県告示第五百一十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、雄勝都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年五月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

## 一 都市計画の種類及び名称

1 種類 雄勝都市計画道路

2 名称 三・五・一号 鮎川中央線

## 二 都市計画の変更の種別

廃止

### ○宮城県告示第五百一十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、雄勝都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年五月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

## 一 都市計画の種類

河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 二 都市計画の変更に係る土地の区域

河北都市計画区域

### ○宮城県告示第五百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十一年五月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事 村井嘉浩

## 一 都市計画の種類

角田市町尻土地区画整理組合

## 二 事務所の所在地

角田市角田字大坊四十一番

## 三 設立認可の年月日

平成七年六月十二日

規定により、牡鹿都市計画を次のとおり変更した。

## 一 都市計画の種類

牡鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 二 都市計画の変更の種別

廃止

### ○宮城県告示第五百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、牡鹿都市計画を次のとおり変更した。



(2) 実技試験  
ア 交通誘導警備業務 1級及び2級

平成22年9月7日(火)

イ 空港保安警備業務 1級及び2級  
平成22年9月8日(水)

ウ 核燃料物質等危険物運搬警備 1級及び2級  
平成22年9月14日(火)

エ 貨重品運搬警備業務 1級及び2級  
オ 施設警備業務 1級及び2級  
平成22年9月16日(木)

丙 実施場所  
(1) 学科試験  
仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部  
(2) 実技試験  
仙台市泉区高森2丁目1番地の39

宮城県警業訓練センター  
4 受検定員  
1級2級とも各20人

5 受検対象者  
(1) 当該警備業務各1級  
宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの  
ア 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの  
イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者  
(2) 当該警備業務各2級  
宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

6 検定内容

当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験(学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験は行わない。)

7 受検申請手続

(1) 検定申請の受付期間  
平成22年7月9日(金)から同月23日(金)までの土・日曜日・祝日を除く10日間(毎日午前9時から午後5時まで)。

なあ、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

(2) 申請書の提出先  
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。

なあ、郵送による提出は受け付けない。

ア 宮城県内に住所を有する者  
住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの  
属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの  
住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(3) 提出書類  
ア 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通

イ 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあっては、宮城県内の住所を説明する書面  
1通

ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあっては、当該営業所に属することを説明する書面 1通

エ 前記5-(1)-アに該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を説明した上で、前記5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通

オ 前記5-(1)-イに該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書 1通

カ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 2枚

(4) 受検手数料

- 公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表66の項に基づき、
- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| ア 空港保安警備業務 1級及び2級        | 16,000円 |
| イ 施設警備業務 1級及び2級          | 16,000円 |
| ウ 交通誘導警備業務 1級及び2級        | 14,000円 |
| エ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級及び2級 | 16,000円 |
| オ 貨重品運搬警備業務 1級及び2級       | 16,000円 |
- の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。
- なお、既納の受検手数料は還付しない。
- 8 検定の実施に關し必要な事項
- 検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。
- 9 その他
- 検定に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線3184・3185)